

## 1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 第2号議案 令和元年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）
- 第4 第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第5 第4号議案 北はりま消防組合議会の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 第5号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件
- 第7 第6号議案 令和2年度北はりま消防組合一般会計予算

## 2 会議に付した事件

議事日程どおり

## 3 出席議員（8名）

- 1番 浅田康子君
- 2番 原田久夫君
- 3番 山本通廣君
- 4番 吉田政義君
- 5番 寺北建樹君
- 6番 丸岡弘満君
- 7番 大畑一千代君
- 8番 笹倉政芳君

## 4 説明のため出席した理事者（20名）

管理者

西脇市長 片山象三君

副管理者

加西市市長 西村和平君

加東市長	安田正義君
多可町長	吉田一四君
西脇市副市長	吉田孝司君
消防担当課長	
西脇市防災安全課長	藤原広三君
加西市防災担当課長	鈴木豊寿君
加東市防災課長	三木秀仁君
多可町防災環境担当理事兼生活安全課長	竹内勇雄君
消防本部	
消防長	森本純生君
参事	門脇健寿君
消防部長	清瀬明彦君
警防部長	小林浩太郎君
西脇消防署長	石井満君
加東消防署長	近田俊久君
加西消防署副署長	飯尾昌弘君
総務課長	中嶋利久君
警防課長	和久井正人君
情報管理課長	三村浩義君
企画財政課副課長	小西康夫君

## 5 出席事務局職員（3名）

総務課長	中嶋利久君
総務課課長補佐	藤本忠孝君
総務課主任	山内佑生君

○議長（寺北建樹君） おはようございます。

第34回北はりま消防組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には年度末を控え、公私まことに御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、慎重に御審議の上、適切、妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

次に、片山管理者から御挨拶をいただきます。

管理者。

○管理者（片山象三君） 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、第34回北はりま消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

日ごろは、当組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年12月以降に中国で新型コロナウイルス発生が報告をされ、先月1月には、日本でも中国・武漢市に渡航歴のある者から新型コロナウイルスの確認が報告をされています。北播磨地方では、幸いにもこの新型コロナウイルスの報告はありませんが、近隣府県では発生が確認されています。北はりま消防といたしましては、救急業務の実施に当たっては、全ての傷病者に対して感染予防策を徹底するとともに、万一、救急隊が傷病者を搬送後に新型コロナウイルス感染症の患者と判明した場合には保健所との密接な情報共有を行うとともに、連絡を取り合いながら対応に当たった救急隊員の健康管理に万全をはかり、安全管理体制と職員の事故防止に取り組んでまいります。

本日、私どもから提案させていただく案件につきましては、補正予算並びに新年度予算、条例制定2件、規約の一部変更、合わせまして5件の御審議をお願い申し上げます。

慎重な御審議と適切なる御決定を賜りますことをお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（寺北建樹君） 管理者の御挨拶が終わりました。

午前10時00分 開会

### 開 会 宣 言

○議長（寺北建樹君） ただいまの議員の出席数は8名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第34回北はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。総務課長より報告させます。

総務課長。

○総務課長（中嶋利久君） 命によりまして御報告いたします。地方自治法第121条の

規定による説明のため、本定例会に出席を求めた出席者は、お手元の地方自治法の規定による出席者名簿のとおりです。

次に、監査委員から定期監査結果報告書及び例月出納検査が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上で報告事項を終わります。

○議長（寺北建樹君） 以上をもちまして、報告は終わります。

これより日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（寺北建樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第60条の規定により、議長から指名いたします。

8番、笹倉政芳議員、1番、浅田康子議員の両名を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺北建樹君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日といたしました。

#### 日程第3 認定第2号

##### 令和元年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第3、第2号議案 令和元年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森本消防長。

○消防長（森本純生君） 第2号議案 令和元年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,382万8,000円を減額し、その総額を25億7,139万7,000円に改めようとするものでございます。

第2条は、地方債の補正であります。6ページ、第2表に記載しておりますとおり、消防施設整備事業に係る起債の限度額を変更しようとするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算説明書により、歳出から御説明申し上げます。

14ページをごらんください。第1款議会費、第2款総務費及び第3款消防費は、事務事業の確定により減額しております。

18ページをごらんください、第4款公債費では、償還利率確定により減額しております。

続きまして、歳入についてであります、10ページをごらんください。第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料は、減額補正するとともに、第5款財産収入、第8款繰越金及び第9款諸収入は補正いたしております。

12ページをごらんください。第10款組合債では、消防施設整備事業に係る起債を減額補正いたしております。

以上によりまして、歳入歳出予算の補正額は1,382万8,000円となり、収支の均衡をはかった次第であります。

なお、参考資料といたしまして、20ページ、21ページに給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上、第2号議案 令和元年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺北建樹君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

ないようですので、討論は終わります。

これから第2号議案 令和元年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を願います。

（起立全員）

○議長（寺北建樹君） 起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 第3号議案

北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第4、第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森本消防長。

○消防長（森本純生君） 第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

改正理由でございますが、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い所要の改正を行うとともに勤務1時間当たりの給与額の算出方法を労働基準法に合わせるものでございます。

次に、改正内容でございますが施行期日等の関係から3条立ての構成といたしております。

まず、第1条は、職員給与について、国の公安職俸給表の改定率と同水準で改定し、勤勉手当を0.05か月分引き上げます。

次に、第2条は、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、その原資を用いて手当額の上限を引き上げ、また、勤務1時間当たりの給与額の算出基礎となる年間労働時間を労働基準法に合わせた労働時間とし、第1条に規定する6月・12月の勤勉手当の支給月数を均等にしております。

次に、第3条は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、行政職俸給表の改定率と同水準で改定いたします。

施行期日につきましては、可決後、第1条は公布の日、平成31年4月1日から適用とし、第2条及び第3条は、令和2年4月1日とします。

新旧対照表を添付しておりますので、御確認ください。

以上、第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺北建樹君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから第3号議案、北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（寺北建樹君） 起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 第4号議案

北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条

## 例の一部を改正する条例制定

○議長（寺北建樹君） 次に、日程第5、第4号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

森本消防長。

○消防長（森本純生君） 第4号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

改正理由でございますが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員については、地方自治法第204条第1項を改正し、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されました。

これに伴い、北はりま消防組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条において、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するものでございます。

次に、改正内容でございますが、給料を支給される職員に係る具体的な補償基礎額の算出方法として、地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が管理者と協議して定める額とする規定を追加するものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日とします。

新旧対照表を添付しておりますので、御確認ください。

以上、第4号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺北建樹君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

それでは質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから第4号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長(寺北建樹君) 着席ください。起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 第5号議案

##### 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件

○議長(寺北建樹君) 次に、日程第6、第5号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森本消防長。

○消防長(森本純生君) 第5号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件につきまして御説明申し上げます。

兵庫県市町村職員退職手当組合同約の変更につきましては、地方自治法第290条の規定に基づき、当該組合を構成する団体それぞれの議会の議決が必要となります。

今回、中播農業共済事務組合が令和2年4月1日付で当該組合から脱退することに伴い、本議案を提出するものでございます。

施行期日は令和2年4月1日と定めております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長(寺北建樹君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

それでは第5号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を願います。

(起立全員)

○議長(寺北建樹君) 着席ください。起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 第6号議案

##### 令和2年度北はりま消防組合一般会計予算

○議長(寺北建樹君) 続きまして、日程第7、第6号議案 令和2年度北はりま消防組

合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森本消防長。

○消防長（森本純生君） 第6号議案 令和2年度北はりま消防組合一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

1ページをごらんください。

令和2年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ27億9,340万3,000円と定めておりまして、昨年度の25億8,505万6,000円と比較し、2億834万7,000円、約8.1%の増でございます。この主な要因につきましては、平成31年度は庁舎建設等の施設整備がございましたが、令和2年度は庁舎建設等の施設整備を行いませんので増額になるものでございます。

地方債の借り入れ限度額は、6,800万円といたしております。

また、一時借入金 の 最高額は、3,000万円といたしております。

予算の主な事業は、多可出張所の庁舎建設及びそれに伴う指令システム移設、事務用備品、また車両2台を更新する経費等を計上いたしております。

詳細な内容につきましては、予算書に記載をいたしておりますので、ごらんいただきたいと思 います。

以上、第6号議案 令和2年度北はりま消防組合一般会計予算についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺北建樹君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 失礼いたします。今回、北はりま消防組合消防車利用配置計画及び更新計画について、これを主とした質問となるわけですが、先ほど協議会で議長からもお話がありましたように、本来この一般事務にかかわる質問かと思 いますが、新年度一般会計予算と非常にこれは関連してくる問題かと思 いますので、改めまして議長の許可を、発言の許可をお願い申し上げます。

○議長（寺北建樹君） はい。結構です。続けてください。

○6番（丸岡弘満君） ありがとうございます。

それでは議長の許可をいただきましたので、早速ではございますが質問に移らせていただきますと思 います。

平成27年8月20日付の北はりま消防組合署所の配置検討会の報告資料によりますと、現在の人員配置となり、条例定数208人を基本とした配置案であります。また、条例定数以外の職員の採用についても検討された退職予定者及び長期派遣、長期研修職員数の採用決定もされ、署所配置計画についても地域の事情を考慮し、10拠点となったと聞いて

おります。

これまで私も消防署OBの皆さんなどに、これまでの発足経緯などを聞いてまいりましたが、北はりま消防組合新人議員として、まだまだ未熟な点がございませう。改めて確認をさせていただくことを、失礼をお許しいただきたいと思ひます。

まず、1点、平成23年度合併当初の消防車両数と、10拠点署所配置により令和元年12月現在の消防自動車等の全体の車両数等、当該から総数増減及び3消防署ごとの増減車両についてお聞きをいたします。できればですね、3消防署、西脇、加東、加西別に救急車、消防ポンプ車、タンク車、救助工作車、はしご車、指揮車、そのほか車両の配置、増減と変更になった場合の根拠等についてもお伺いをいたします。

○議長（寺北建樹君） 森本消防長。

○消防長（森本純生君） 先ほど丸岡議員からの御質疑に対してお答えさせていただきます。

組合発足時と比較して、車両総数は56台から59台と3台が増えております。消防署別とお聞きしましたが、車両別で答弁させていただきます。救急車13台増減ありません。消防車14台増減ありません。救助工作車2台で加東署にありました分が1減となっております。はしご車は3台で増減ございませう。水槽車1台、指揮車及び指揮支援車は6台、これは増えております。その他の車両は23台から20台となって3台減っております。消防車は10拠点としたことから、車両整備の基本的な考えといたしまして消防署に2台、出張所に1台としております。救助工作車は加東署1台を廃車いたしました、西脇消防署にありましたタンク車に救助資機材を積載してございましたので、配置換えをして対応いたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○6番（丸岡弘満君） 変更になった場合の根拠。

○議長（寺北建樹君） 根拠等についてということで、森本消防長。今の質問の続き、答弁の続きありますか。

森本消防長。

○消防長（森本純生君） 根拠につきましては、先ほどお話させていただいた、消防車は10拠点としたことから基本的な考えといたしまして消防署2台、出張所に1台、救助工作車につきましては、先ほどお話した、タンク車に救助資機材を積んでおりますので、これを代替として廃棄したということでございませう。

○議長（寺北建樹君） 6番、丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） ありがとうございます。

次に、先ほど車両配置の増減についてお聞きしましたが、次に、署所10拠点により、この出勤から現場到着時間が、これは短縮されていたと思ひますが、加東消防署移転により、この西脇消防署に近くなりました。そこで西脇消防署、出張所及び加東消防署の現在

の走行距離による5分エリアの警戒区域と当初の5分エリアの警戒区域等を比較して、どのように警戒区域が変わったのかお聞きをいたします。

また、加西消防署については、当初から警戒区域が拡大した程度で変わりがないと聞いておりますが、それも間違いないのか確認をいたします。

○議長（寺北建樹君） 森本消防長。

○消防長（森本純生君） 失礼します。丸岡議員からの質疑に対してお答えさせていただきます。

西脇北出張所は黒田庄町大門から西脇市寺内に移転して、直線で約1.8キロメートル南に移動となりました。西脇署と西脇北出張所の5分エリアは、以前4地域でしたが、今回5地域が増えて市街地の一部を含むようになりました。黒田庄町大伏、門柳が5分エリアから外れました。また、加東消防署は新築移転により直線で約1キロ北になりました。西脇署と加東署の5分エリアは、以前2町から移転によりまして、3町がふえ、市街地の一部を含むようになりました。加東市の南側9地域及び西側の1地域が5分エリアから外れました。

以上です。

○6番（丸岡弘満君） 加西消防署の確認ですが。

○議長（寺北建樹君） 加西消防署は変わりないですか。

○消防長（森本純生君） 加西消防署は変わりございません。

○議長（寺北建樹君） 6番、丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 最後に、今後の車両配置計画についてお聞きしたいと思います。

北はりま消防組合車両配置計画一覧表を拝見いたしますと、はしご車の配置計画については、加東消防署、西脇消防署に配置されますが、加西消防署については廃車後には配備されていません。加西市は加東、西脇からも、これは距離がありまして、現場到着に時間を要すると思います。しかし、5分エリアの計画図においても西脇消防署と加東消防署は非常に隣接しております。両消防署から緊急走行時では何分で市街地へ到着をするのか、これとこの配置による根拠についてもお聞きをいたします。

また、配備されているはしご車の走行時速と西脇、加東から加西までの所要時間についてもお聞きをいたします。

最後になりますけれども、加西市は、この合併以前から5分消防を目標に署所配置計画を実行し、そして初動体制の充実を考え、消防車両を整備していただいている経緯があるということも聞いておる中において、このはしご車がなくなるということは加西市出身の、選出の議員として市民に御説明がつかないわけであります。こういった点を踏まえて市民が理解できる御説明をお願いしたいと思います。

○議長（寺北建樹君） 森本消防長。

○消防長（森本純生君） 失礼します。丸岡議員からの質疑に対して答弁させていただきます。

ます。

はしご車の配置につきましては、現在、はしご車を使用する対象物が最も多いのは加東市となります。次に加西消防署に配置となりますと、多可町への到着に時間を要することから3市1町での効率的な運用を考えますと、はしご車の配置は加東消防署と西脇署になると考えております。加東署から加西市は高速道路を利用することでカバーできると考えております。

以上で終わります。

○6番（丸岡弘満君） 何分かかかるか。所要時間。走行時速と。

○議長（寺北建樹君） 配備されているはしご車の走行時速と加西までの所要時間。

森本消防長。

○消防長（森本純生君） 申しわけございません。実際に、今はしご車がそれぞれ署にございますので、実測したデータはございません。

○議長（寺北建樹君） ほかにございませんか。

2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） 今、この同僚議員のほうから質問、質疑がありました。これに関連して質疑させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（寺北建樹君） はい。結構です。

○2番（原田久夫君） ありがとうございます。

はしご車が3台のうち加東と西脇に配備で加西がなくなると、今そういう消防長の答弁がありました。その前に加東と西脇が非常に近くなったと、そこから何分で市街地まで来られるのかなという、5分あれば救急車だったら西脇市内まで来れると思うんですね。加東と西脇において、加東のはしごから加西のほうへ出動すると、それで十分間に合うということでしたが、この合併当時の管理者の、いわゆる基本的な考え方は、消防署、各3本部の消防力の低下を見ないが原則で合併をしましょうということを前提において、また人員の削減、また経費の削減ということを、3つを掲げて広域になったと私は聞いておりますし、当時もその話もさせていただきました。その点について加西がなくなると、また人口も3市1町の中でも一番大きいし、いわゆる高層建物、加東が多いのはわかりますが、西脇、多可、加西の、こうした建物も数、その根拠をはっきりとした内容で御説明をいただきたいと思います。

○議長（寺北建樹君） 森本消防長。

○消防長（森本純生君） 先ほど原田議員からのお話がありました。対象物の建物の数でございますけども、データは1年前のものになります。

西脇市と多可町で15メートル以上の建物が28棟、加西市で33棟、加東市で57棟です。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

原田議員、さっきのカウント1やからね。あと2回ね。

○2番（原田久夫君） はい。あと2回、次のやつも入れてですね。わかりました。

○議長（寺北建樹君） はい。

○2番（原田久夫君） それでは、次に移りたいと思います。

いわゆる令和2年度の一般会計予算の内容において職員の配置関係についてお聞きしたいと思います。

この一般会計予算の関係でですね。令和2年度の採用につきましては、新採用7名、再任用が4名、会計年度任用職員が1名という内容で御説明もいただきました。そこで順次質問をさせていただきたいと思います。2回しかありませんので、よろしく願いいたします。

1回目は職員の配置状況についてであります。現在、本部職員、それから西脇、加東、加西及び出張所の職員の配置状況、この内容については、日勤・隔日勤務、それから本部職員は指令勤務もあると思います。それと今、現在、いわゆる北はりま消防本部と西脇消防署が同じ建屋の中で業務をさせていただいております。そこで本部及び消防署、出張所配置人員数の考え方が1点と。本部職員の西脇消防署兼務職員の業務内容、本部職員の災害出動がどのようにされておるのか。

次、指揮隊、これは消防本部の中で指揮隊を整備されました。これは隔日勤務だとも聞いております。その業務内容、警防課に所属していると思うのですが、勤務対応、勤務体制、1カ月勤務について、それと令和2年度から再任用職員が指令室のほうへ勤務するようなことも聞いておりますが、会計年度任用職員の勤務内容と勤務体系、それから正規職員の人数、それについてお聞きしたいと思います。

この点について2回目の質問を終わります。

○議長（寺北建樹君） 森本消防長。

○消防長（森本純生君） 失礼します。原田議員の質疑に対してお答えさせていただきます。

一つ目の本部、消防署、出張所配置人員の考え方についてでございますが、職員の配置につきましては、令和7年度の指令台更新までは、平成27年10月20日の組合議員協議会で説明させていただきましたとおり、208人を適宜配置しております。今年度の配置は、消防署は、西脇署が多可町を管轄することとなりましたので、予防部門で日勤者を一人増やし4人、加西署、加東署は日勤者3人、3消防署とも隔日勤務者28人としております。出張所は西脇北、東条出張所は13人、それ以外の出張所は10人としております。消防本部の日勤者は、平成30年度からは13人としております。警防課に指揮隊を置き、6人の隔日勤務としております。情報管理課は再任用2人を除き現在18人。

次に、本部職員の西脇消防署兼務人員と兼務職員の業務内容等についてですが、現在、

西脇消防署の職員4人を本部の兼務職員としております。4人の内訳は総務課人事係に課長補佐1人、総務係主任に1人、企画財政課財政係に係長と主任をそれぞれ1人配置しております。業務内容でございますが、人事係は職員配置、給与、職員研修等です。総務係は本日の組合議会、また各種会議、法制事務等を行っております。財政係は予算、決算、入札、契約、起債事務等となります。この4人は本部任務を主としておりますが、消防署兼務でありますので、災害発生時には出動を最優先としております。本部職員の災害出動は、現在、副課長級以下の職員にはいつでも災害出動できるように活動服で業務を行い、各署所で対応できない場合は出動できる体制としております。

次に、指揮隊の出動人員及び業務内容の件ですが、指揮隊の勤務体系は片当務に3人、計6人が隔日勤務をしております。指揮隊の出動人員は、平日昼間は毎日勤務者含め4人、休日夜間は2人、6人は警防課所属で警防係と救助係となり、業務内容は警防係は消防訓練等の立案、調整、車両の配置、指揮隊に関すること、救助係は救助業務の基本計画、救助資機材の配置、救助技術の教育、訓練となります。

最後の再任用職員の指令室勤務のことですが、人事異動の時期で確定ではございませんが、再任用職員を各当務2人ずつ配置を予定しております。勤務人員は毎日勤務の課長を1人、片当務現職8人、それと再任用職員2人の10人で計20人、総数は21人を予定しております。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 2番、原田議員。

○2番（原田久夫君） ありがとうございます。

前回の臨時議会の際に議員協議会で資料請求させていただきました。この資料を見ますとあまりよく、私もわからないんですが、今の説明によりますとですね。西脇消防署職員が旧にしたか消防本部ですね、70名配置、消防本部に43名を配置して113名、そのうち通信指令室はまだ加東市にあるんですが、それを省きましても100名等が西脇消防署に、この現在、ここと出張所におられるという説明だと思います。そこで災害出動が日勤の場合については副課長は作業服でして、災害活動はしますよという話もありました。そうすると、非常に多い災害出動の人数、隊員が西脇消防署と西脇の消防本部に配置されている。業務が非常に大きいというのはわかりますよ。消防本部のこの議会事務から、予防事務から、いわゆる許可事務、全部消防本部のほうでやられているという事務量の多さは十分理解をしておりますが、本当に先ほどの車両配備についても、加東から加西行きますよ、時間何分ですか、わかりません。そういうような整備計画であり、西脇と加東の近くになったとこで両方協力するというけど、非常に消防力の充実を図っておられるのは、図ってきたとは理解しております。ということは本当に、非常にこの地域がすごい消防力の充実になったと思います。

そこで次の質問に入るんですが、加西にたまに行くんですが、1台出動しますとですね、

プラス予防検査か、何か検査に行くから出動を停止してくれということを使う。これ何よと聞いたら人がいない、1台出動、災害出動出ることによって消防署から次の車が出ない。なぜやと、職員がいない、検査に2名出るから次の車が出てない、1台出たら、それで終わりやというような内容もお聞きしました。

そこで、3点ばかり順次お聞きしたいんですが、本部指揮隊の見直し、その本部から、前も言ったと思うのですが、本部から指揮隊が加西まで来るのに何分かかかるんですか、私、南からここへ来るのに30分かかかるんですよ。そういうようなことで今後のお願いとしてですけども、やはり本部指揮隊じゃなしに署所指揮隊で、3つの消防署の協力体制をつくっていただいて、その本部指揮隊を各署所に配置できないかなという気もします。

また、その次に西脇北出張所につきましては、13名の配置、この、いわゆる北はりま消防組合の組織図を見ますと、出張所については10名配置が1、2、3、4、5カ所、加東と西脇北出張所は13名配置と、いわゆるそのなぜ北出張所が13名配置になったのか、この根拠もわかりません。というのはこの配置図ですね、5分圏内で見ますと非常に近い内容であります。加東の東条出張所ですか、あれは非常に遠い、遠隔地であるということで13名になったかなと、また工業団地、住居地域、それから中国道の管轄というような大きな業務をしていただいております。それで北出張所の13名された根拠についてもお聞きしたいと思います。

北はりまの消防組合の考え方、職員208名の内容につきましては、3本部の条例定員の合計で208名ということをお前提としてやられてきたと思います。それを、この配置から計算しますと、いわゆる加西の議員ですから加西からお話をさせていただきますが、条例定員は68名でありました。現在51名、17名を本部に送っております。加東におきましては、確か60名の定員数で、今16名程度本部のほうへ派遣されて、全てこちらの北はりま消防組合の事務のほうへ派遣しているというような計算になってきます。そういうことからしてですね。もう少し事務の見直し、隊の見直し等々も考えていただいて、平均した、平等な職員配置をお願いしたいと思います。

本当に今まで合併から北はりま全地域が、消防の充実として本当に素晴らしい配置になってきたのは、私たちも理解しておりますが、208名の職員数をうまく配置できないかなというように考えておりますので、この点について今ずっとしゃべりましたが、職員配置の考え方、指揮隊の考え方、出張所の13名の配置の根拠、それと指揮隊の配置関係等々もう一度見直していただけないかということをお聞きしたいと思います。

これが私の最後の質問になります。よってですね、議長、これ二人、消防長と管理者のほうへ両方に答弁いただいいていいのでしょうか。それとも一人、消防長だけになるのでしょうか。

○議長（寺北建樹君）　　とりあえずは管理者に聞いてもらったら、管理者が具体的には消防長へと振る可能性はあります。

○2番（原田久夫君）　　そうですか。わかりました。

○議長（寺北建樹君）　　だから、消防長から管理者には振れませんが、管理者は消防長に振れます。

○2番（原田久夫君）　　ありがとうございます。組合議会よくわかりませんので、御指導ありがとうございます。

それでは片山管理者に、今難しいとは思いますが、全体的な内容で職員配置、車両配置も含めて、考え方をお聞きして、その後消防長のほうで答えられる部分につきましては、お願いしたいと思います。

私の質問これで終わります。

○議長（寺北建樹君）　　片山管理者。

○管理者（片山象三君）　　今の議員のほうから職員配置と車両配置の二つについて具体的な根拠を示せという御質問がございましたので、これについては消防長のほうから回答させていただきます。

○議長（寺北建樹君）　　森本消防長。

○消防長（森本純生君）　　先ほど管理者のほうから御指名がございました。原田議員の質疑に対して答弁させていただきます。

平成23年4月北はりま消防組合発足時、先ほど原田議員が言われるように旧3消防本部の条例定員数、職員定数です。にしたかが80人、加西市が68人、加東市60人の合算した208人でスタートいたしました。発足後10年間で5人を減らして203人にするので、当初は計画されておりました。その後署所配置計画の決定を受け、10拠点を運用するためには常時208人が必要であることから、平成27年10月の議会におきまして長期研修者、派遣職員等の職員は定数外とする条例改正をいたしました。現在、各消防署の職員数は平準化をはかっており、これより増員することは消防本部を分散することとなり、このことで消防本部の事務の停滞を招くと考えております。

また人員配置計画の見直しですが、本部事務を消防署職員が兼務している状況から消防本部、消防署とも現状で適正な人員配置と考えており、10拠点を208人体制で地域住民が安全・安心に暮らせるよう努力しております。

以上です。

○2番（原田久夫君）　　西脇北出張所の13名の根拠。

○議長（寺北建樹君）　　13名の根拠、西脇北出張所の13名の配置の根拠。

森本消防長。

○消防長（森本純生君）　　西脇北出張所の13名の配置の根拠につきましては、現在、多可消防署が出張所となり、多可町内の出張所で急遽補勤等の人員が必要となった場合を考慮して、現在13名といたしております。

○議長（寺北建樹君）　　安田副管理者。

○副管理者（安田正義君） 先ほど消防長のほうから答弁いただきましたけれども、まずは1点認識違いがございますので、私のほうから説明したいと思います。

208人でスタートをして発足後、10年間で5人を減らすという答弁がございましたけれども、これは間違いで29年度に203人に減らすという、そういうことでスタートをいたしました。

それからもう一点、10拠点が、簡単に決まったということではございませんで、我々は8拠点、本部のほうからは現状の208人であれば、8拠点であれば何とか運営はできるけどもという話でございました。しかし、その署所拠点数も10拠点で。加西市は3署あった3拠点、それを同じように3市1町2拠点とするのであれば加西市も従いますということで、しかしその後多可町のほうから、多可町2拠点であれば全域をカバーすることができないので、何とか3拠点をという形でございます。そうであるなら加西市は減らす理由はないということで、やむを得ず10拠点という選択をしたというのが本来の要因であります。そして10拠点を運営するのであれば、208人は到底いる、したがって、前倒し採用という特別な採用状況となった。そのことを申し上げます。

○2番（原田久夫君） ありがとうございます。

○議長（寺北建樹君） ほかに質疑ございますか。

7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 一つは確認的なことになるんですけども、昨年の決算の審査のときに水中カメラがなくなっているということでお聞きしたんですが、水中カメラにつきましては、よく調整をして必要なものであったらこの予算措置、購入していくという御答弁いただいております。本年度と申しますか。次年度の新年度予算にその分の経費というのは含まれておるのかどうか、それとも予算書だけ見てもわかりませんので、御確認をさせていただきます。

それと、先ほど来、加西市のほうからですね。加西市の議員さんのほうから人員配置であったり、指揮隊の配置があったわけですが、昨年2月に私も分担金の、負担金ですね、各市町の負担金のあり方について、これは先ほど安田副管理者のほうから言われたように8拠点で行くところが10拠点になったと、そういったところで職員の配置、機材の配置も変わってきとるんだから、それは私は均等割2、人口割8という、そういうものは見直していく必要があるんじゃないかというようなことを申し上げました。そういった中で安田副管理者のほうから、このことについては今後も協議をしていくべきものと、こう御回答いただいたわけですが、その後、そういった御協議が管理者会等でなされたのかどうか。そのことの御確認だけさせていただきます。

○議長（寺北建樹君） まず、最初のほう。

小林警防部長。

○警防部長（小林浩太郎君） 7番大畑議員さんの御質問の水中カメラの件につきまして

お答えいたします。

水中カメラ自体につきましては必要なものと考えております。ですが、ほかのいろんな備品等も整備をするという中で、予算を検討する中での優先度、それと金額等も考慮して検討をしております。今年度につきましては計上、来年度につきましては計上はいたしておりません。また今後も、それぞれその年度におきまして予算積み上げのときに検討をして予算をつける、つけないという形で考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（寺北建樹君） 森本消防長。

○消防長（森本純生君） 先ほど大畑議員から負担金の見直しのことで御質問があったんですが、この件につきましては片山管理者から指示いただきまして、昨年12月27日から消防幹事会という、各市長の消防担当課長さん、また財政担当課長さんを交えての協議を開催しております。ただ、現在は決定としては何も決まっております。

以上です。

○議長（寺北建樹君） 7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 水中カメラの件なんですけども、必要なことはわかっておるといふこと御答弁でございました。ただ、予算の都合上つけない、今年度、来年度についてはつけない、その次の年度についても予算との絡みでつくつかないかわからない、こういうことでは私はいけないと思うんですよ。どのぐらいの金額するものか私もよくわかりませんがね。やはり必要なものであったら、これ全然ないわけですから、ゼロなんですよね、水中カメラ。ほかのは救急車であったり、消防車両については何台かあって、それを何とかできたらということも可能かもわかりませんが、ないものはどうしようもないわけですよ。もしそういう事態に陥ったときは、必要なときは、これどうされるんですかね。そしたら。どこかに近くの、例えば小野であったり、三田であったり、そういったところをお願いするということなんですか。そういうことは、これゼロというのはだめだと思うんですよ。これまであったものがゼロになっちゃってるんですからね。あったということは、私もその必要があってあったんだろうと思うんですよ。僕、それはね。この予算どうのこうのほかとの関係があってつけられないというんじゃないしに、やはり必要な物であれば、つけたらいいじゃないですか。はっきり言ってその、例えば普通の市の会計と違って、こんなこと言ったらいけませんけども、要は各市に幾らずつか出してくださいと負担金を上のせしたらつく話じゃないんですか、これは。そう思うんですよ、どうですかね、これは。今年はずきませんけども、来年はつけますというきちっとした回答がほしいんですよ。こんな不安定なままで、ゼロという状態でいいはずがないと思うんですが。必要だということは今聞きましたから、必ず、令和2年度には無理だけでも令和3年度にはつけてください。どうですか。

○議長（寺北建樹君） 森本消防長。

○消防長（森本純生君） 先ほど大畑議員の質疑に対してですが、現在、水中カメラは実際ございません。ただ現場がありましたら職員が実際にアクアリングという体制を取っております。その中で現在は対応をしております。

○7番（大畑一千代君） いやいや、答えになってない。

○議長（寺北建樹君） 7番、大畑議員。

○7番（大畑一千代君） ですから、3年度にはつけるとかいう約束は何でできないんですか。

○議長（寺北建樹君） 清瀬消防部長。

○消防部長（清瀬明彦君） 失礼いたします。先ほど大畑議員の御質疑の件でございますけれども、警防部長がそのような御回答をいたしました。執行する中で、当然必要なものは必要だと感じております。来年度予算計上してないというのも警防部長がお答えしたとおりでございますけれども、今年度または来年度の予算の中で水中カメラにつきましては、加東消防署のほうに配備してありましたものですので、担当部署とよく調整をして、予算計上をしていくという方向で考えてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（寺北建樹君） ほかがございせんか。

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから第6号議案 令和2年度北はりま消防組合一般会計予算を採決したいと思います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を願います。

（起立全員）

○議長（寺北建樹君） 御着席ください。起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議された案件は議了いたしました。

これをもって、第34回北はりま消防組合議会定例会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺北建樹君） 御異議なしと認め、第34回北はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

午前11時01分閉会

挨拶

○議長（寺北建樹君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

今期、定例会に付議されました、令和2年度予算案をはじめ多数の案件につきまして議員各位の慎重な御審議により、滞りなく議了できましたことを厚くお礼申し上げます。

管理者以下、執行者におかれましては、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。

議員各位におかれましても、くれぐれも御自愛くださいますして消防行政の積極的推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

次に、片山管理者から御挨拶があります。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第34回北はりま消防組合定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日提案をさせていただきました案件につきましては、慎重に御審議をいただき、いずれも原案どおりに御決定を賜りました。心からお礼を申し上げます。

開会の挨拶でも申し上げましたが、消防職員の安全管理体制の向上を図り、地域住民の皆様方の安心・安全を提供してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、十分健康に御留意され、北はりま消防の運営に一層御協議を賜りますことをお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺北建樹君） 管理者の御挨拶が終わりました。

これをもちまして、散会いたします。

本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 寺北建樹

会議録署名議員 笹倉政芳

会議録署名議員 浅田康子